

議案第 5 8 号

さいたま市景観条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市景観条例の一部を改正する条例

さいたま市景観条例（平成 2 2 年さいたま市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(景観計画の区域等) 第 1 2 条 [略] 2 ~ 4 [略] 5 市長は、第 1 項各号に掲げる区域又は地区において、法第 8 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 3 項に掲げる事項を、当該区域又は地区ごとに定めることができる。	(景観計画の区域等) 第 1 2 条 [略] 2 ~ 4 [略] 5 市長は、第 1 項各号に掲げる区域又は地区において、法第 8 条第 2 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項を、当該区域又は地区ごとに定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。